

事業委員会規則

(総則)

第 1 条 この規則は、次の事業委員会の運営について定めるものとし、各委員会の名称は、次の通りとする。

① YMCA サービス・ユース事業委員会 ② 地域奉仕・環境事業委員会 ③ EMC 事業委員会 ④ 国際・交流事業委員会

(目的)

第 2 条 各委員会は、当該事業主任の職務遂行を支援し、西日本区の各事業部門の活動を継続的、かつ新規事業の開発などを含め、活発に推進することを目的とする。

(位置)

第 3 条 各委員会は、定款施行細則第 14 条第 1 項に基づき設けられる。

(構成)

第 4 条 各委員会は、事業主任、直前事業主任、次期事業主任予定者の 3 名で構成され、委員長は事業主任が務める。

2. 委員が 3 名に満たない場合は、補充の委員を理事が任命する。

(任期)

第 5 条 委員長、委員の任期は当該役職任期とする。

2. 補充として選任される委員の任期は、前任者の残任期とする。

(委員会の開催)

第 6 条 委員長は、第 2 条の目的を達成するため、年度内に 2 回以上の委員会を開催する。

(付則)

第 7 条 この規則に定めのない事項は、当該委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2002年11月20日	制定	2003年6月14日	改正	2003年7月1日	施行	2004年4月4日	改正
2004年4月5日	施行	2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行	2007年4月7日	改正
2007年4月7日	施行	2013年7月7日	改正	2014年7月1日	施行	2016年4月9日	改正
2016年7月1日	施行	2022年4月2日	改正	2022年7月1日	施行		